

ロシア連邦大統領令

幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する 金融および燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について

ロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限措置の発動を目的とした米国およびそれに加担する外国国家および国際機関の非友好的かつ国際法に反する行動との関連において、ロシア連邦の国益の保護を目的として、かつ、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付同第390-FZ号「安全保障について」、および2018年6月4日付同第127-FZ号「米国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」に従い、下記事項を決定する。

1. 2022年12月31日までの間、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本（共同出資金）を構成する持分（出資金）、ロシア連邦領内における投資プロジェクトの実現の根拠となっている生産物分与協定、共同事業契約、またはその他の契約の締約者が保有する参加持分、権利および義務の所有、利用および（または）処分に係る権利の設定、変更、解除もしくは抵当権設定を直接および（または）間接的に招く取引（オペレーション）について、当該の有価証券、持分（出資金）、権利および義務が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を遂行している外国国家と関係する外国の者（当該の外国の者が前記の国家の国籍を有しており、これらの者の登記地、これらの者の主たる経済活動運营地、またはこれらの者による事業収益の主たる取得地が前記の国家である場合を含む）、および前記の外国の者の支配下にある者が保有している場合には、その遂行を禁止する。

2. 本大統領令第1項に定めのある禁止事項は、下記の取引（オペレーション）に適用する。

a) 2004年8月4日付ロシア連邦大統領令第1009号「戦略的企業および戦略的株式会社のリストの承認について」によって承認された戦略的企業および戦略的株式会社のリストに含まれている株式会社の定款資本を構成する株式。

b) 本項第a号に記載されている株式会社が直接的または間接的に株式、持分（出資金）を保有している事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。

c) 「サハリン-1」プロジェクトに係る生産物分与協定（サハリン島大陸棚におけるチャイヴォ、オドプトゥ、アルクトゥン・ダギ石油ガスコンデンセート鉱床）、およびハリヤガ鉱床における生産物分与条件による石油開発・採掘協定の締約者が保有する参加持分、権利および義務。

d) 燃料エネルギー産業の事業体向け設備の生産者であり、かつ当該の設備のメンテナンス・修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび（または）電力エネルギーの生産者および供給者である事業体、石油、石油原料の精製、およびこれらの加工製品の生産に携わる事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。前記の事業体のリストは、ロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

e) ロシアの金融機関の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。当該の金融機関のリストは、ロシア連邦中央銀行との調整合意を経たロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

f) 下記の鉱区の利用者である事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。

ロシア連邦の領内に位置しており、炭化水素資源（可採埋蔵量：原油 2,000 万 t 以上、天然ガス 200 億 m³ 以上、石炭 3,500 万 t 以上）、ウラン、高純度石英原料、イットリウム系希土類、ニッケル、コバルト、タンタル、ニオブ、ベリリウム、銅の鉱床を含む地下資源鉱区。

ロシア連邦の領内に位置しており、ダイヤモンドの一次鉱床、金、リチウム、白金族金属の一次（鉱石）鉱床である地下資源鉱区。

ロシア連邦の内海、領海、大陸棚の地下資源鉱床。

3. 本大統領令に定めのある禁止事項は、2022 年 6 月 30 日付ロシア連邦大統領令第 416 号「幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について」、2022 年 7 月 14 日付連邦法第 320-FZ 号「連邦法『国有資産および自治体資産の民営化について』およびロシア連邦の幾つかの法令文書の改正、ならびに資産関係の規制に係る個別規定の制定について」によって規制がなされた権利関係には適用しないものとし、これには、前記の大統領令に従い遂行される取引（オペレーション）、および前記の連邦法に従い外国法人の支社（代表部）が有限責任会社の形態を取る事業体へと改組される場合に遂行される取引（オペレーション）を含むものとする。

4. 本大統領令の規定に違反して遂行された取引（オペレーション）は無効とする。本大統領令第 1 項に記載されている取引（オペレーション）の、本大統領令の規定に違反した遂行があった場合、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本（共同出資金）を構成する持分（出資金）、生産物分与協定の締約者が保有する参加持分は、これらの保有者に対し、ロシア連邦の法令、生産物分与協定、共同事業契約およびその他の契約に定めのある権利を提供しないものとする。

5. 本大統領令に従い遂行の禁止が定められた取引（オペレーション）は、ロシア連邦大統領の特別決定を根拠として遂行される場合がある。

6. 本大統領令に定めのある制限の有効期間は、ロシア連邦大統領によって一度ならず延長される場合がある。

7. ロシア連邦政府は 10 日以内に、ロシア連邦大統領の承認を得るため下記文書を提出する：

- a) 本大統領令第 2 項第 d 号に従った事業体のリスト
- b) 本大統領令第 2 項第 e 号に従ったロシアの金融機関のリスト（ロシア連邦中央銀行との調整合意に基づく）

8. 本大統領令は、その正式な公布日より効力を発する。

【丸印】

大統領府

ロシア連邦大統領 *5*

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022 年 8 月 5 日

第 520 号